



災害に便乗した 悪質商法に注意!



「無料で点検」と突然訪れた事業者に、「保険が使える」と屋根工事を勧められ80万円の契約をした。実際は保険が使えず、解約すると伝えると、違約金40万円を請求された。

(70歳代 女性)

地震や台風などの災害後には、それに便乗した悪質商法が多発します。「このままだと危険だ」と不安をあおり、「保険金を使って自己負担無く住宅修理ができる」などと勧誘されても、実際に保険金が支払われるかは分かりません。周囲に相談し、慌ててすぐに契約しないようにしましょう。

⚠️ トラブル防止のポイント

- ☑️ まずはご自身で保険会社や代理店へ相談を!
- ☑️ 複数社から見積りを取り検討する!
- ☑️ 修理等の依頼時は契約内容をしっかり確認!

